

滞納処分を使用する通知書の様式等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第五十五号

### 滞納処分に関する通知書の様式等に関する規則の一部を改正する規則

滞納処分に使用する通知書の様式等に関する規則（平成四年広島県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第五十五号から別記様式第五十七号までの様式中備考に次のように加える。

3 滞納者の不動産（国税徴収法第89条の2第1項に規定する換価執行決定がされたものに限る。）につき滞納処分が行われた場合において、交付要求をするときは、この様式中「執行機関」とあるのは、「換価執行決定をした行政機関等」とする。

別記様式第五十八号から別記様式第六十号までの様式中備考に次のように加える。

3 滞納者の不動産（国税徴収法第89条の2第1項に規定する換価執行決定がされたものに限る。）につき滞納処分が行われた場合において、交付要求を解除するときは、この様式中「執行機関」とあるのは、「換価執行決定をした行政機関等」とする。

別記様式第六十四号備考に次のように加える。

3 滞納者の不動産（国税徴収法第89条の2第1項に規定する換価執行決定がされたものに限る。）につき滞納処分が行われた場合において、参加差押えをするときは、この様式中「滞納処分している執行機関」とあるのは、「換価執行決定をした行政機関等」とし、「差押年月日」の記載は要さない。

別記様式第六十六号備考に次のように加える。

3 滞納者の不動産（国税徴収法第89条の2第1項に規定する換価執行決定がされたものに限る。）につき滞納処分が行われた場合において、参加差押えをするときは、この様式中「執行機関」及び「滞納処分している執行機関」とあるのは、「換価執行決定をした行政機関等」とし、「差押年月日」の記載は要さない。

別記様式第六十八号及び別記様式第七十号中備考に次のように加える。

3 滞納者の不動産（国税徴収法第89条の2第1項に規定する換価執行決定がされたものに限る。）につき滞納処分が行われた場合において、参加差押えをするときは、この様式中「滞納処分している執行機関」とあるのは、「換価執行決定をした行政機関等」とし、「差押年月日」の記載は要さない。

別記様式第八十一号備考に次のように加える。

3 滞納者の不動産（国税徴収法第89条の2第1項に規定する換価執行決定がされたものに限る。）につき滞納処分が行われた場合において、参加差押えを解除するときは、この様式中「執行機関」及び「滞納処分している執行機関」とあるのは、「換価執行決定をした行政機関等」とする。

別記様式第八十三号及び別記様式第八十五号中備考に次のように加える。

3 滞納者の不動産（国税徴収法第89条の2第1項に規定する換価執行決定がされたものに限る。）につき滞納処分が行われた場合において、参加差押えを解除するときは、この様式中「滞納処分している執行機関」とあるのは、「換価執行決定をした行政機関等」とする。

別記様式第二百二十七号備考に次のように加える。

3 滞納者の不動産（国税徴収法第89条の2第1項に規定する換価執行決定がされたものに限る。）につき滞納処分が行われた場合において、交付要求又は参加差押えを行い、これに係る債権現在額の申立をするときは、この様式中「執行機関」とあるのは、「換価執行決定をした行政機関等」とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

(旧様式による用紙に関する経過措置)

2 この規則による改正前の滞納処分を使用する通知書の様式等に関する規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の滞納処分に使用する通知書の様式等に関する規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。